

---

令和5年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

令和5年9月20日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	井上 利一君	副町長 .....	山邊 久長君
教育長 .....	大庭 公正君	総務課長 .....	横山 由枝君
企画財政課長 .....	小平 知仁君	建設事業課長 .....	原中 康君
建設事業課長補佐 .....	横山 龍一君	住民課長 .....	山本 博君
会計管理者 .....	北原 義識君	税務課長 .....	古野 博文君
保険環境課長 .....	永松 俊英君	健康福祉課長 .....	川野 寛明君

産業振興課長 …………… 小金丸卓哉君      子育て支援課長 …………… 江藤 栄次君  
水道課長 …………… 秦 俊一君      学校教育課長 …………… 平井登志子君  
社会教育課長 …………… 原田 紀昭君      王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君  
社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

---

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番、吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、自衛隊への情報提供について質問いたします。

令和5年度、それぞれ該当する年齢の人数は何名ですか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 閲覧申請のありました18歳の者につきましては99人、22歳の者につきましては110人でございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 除外申請の周知と、その申請方法はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 本町では、住民基本台帳法第11条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行っているため、特に除外申請の制度は設けておりません。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 制度はないということでありますけれど、情報提供は現在どのようにならされておられますか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 情報提供につきましては、住民基本台帳法第11条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧により情報提供を行っております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、聞こえませんが、もう一度、ゆっくりと大きな声で言ってください。

○住民課長（山本 博君） 住民基本台帳法第11条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧により、情報提供を行っております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 閲覧提供しているということですね。

それでは、次に、町長にお伺いします。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向にあり、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが依然にも増して強化されております。防衛省が自衛官の募集に際し、必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目を、紙または電子媒体で自衛隊に提供するように求める依頼を毎年続け、従来在台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報をも名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しております。

2003年4月23日に開かれた衆議院、個人情報の保護に関する特別委員会で、自衛隊への適齢者名簿の提供をめぐる問題が集中的に審議されました。このとき、当時の石破茂防衛庁長官が名簿提供について、「私どもが依頼をしても答える義務というものは必ずしもございません。私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについては、答えられないということであれば、それはそれで致し方ないということでございます」と答弁をされました。

この答弁に見られるように、国から通知される募集対象者の個人情報の依頼に対し、自治体に応じる義務がないことは、確立した政府解釈であります。現在、本町へのこの名簿提供はない、閲覧だけということでした。

去る5月11日の西日本新聞に、名簿提供市町村名を公表していたその中に、近隣で、宮若市、小竹町、鞍手町、香春町、添田町、川崎町、大任町、赤村、福智町が名簿の提供をしていると報じられていました。

町長におかれましては、政府からの要求に対し、地元若者の命を守るという強い気持ちで、政府に対し、毅然と対峙し、応ずるべきではないと私は考えます。町長の率直な意見を求めます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

先ほど担当課長も申し上げますように、現在行っているこの閲覧につきましては適切に行われていると、そのように認識しております。

なお、御指摘のように、国からのいわゆる名簿提供、そういった具体的なお話は伺っておりません。現在行っております、この閲覧による情報提供、これを継続していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の町長の答弁では、そういう名簿提供はしないというふうには受け取りました。政府がどんな圧力をかけてきても絶対応じないでください。石破防衛庁長官も、断られてもこれは致し方ないとはっきりと答弁しているわけでありますから、他市町村のように偏執することなく、この態度を堅持していただきたいと思います。次に移ります。

次は、加齢性難聴対策についてであります。

2023年4月28日現在における一般社団法人日本補聴器販売店協会の調査結果では、18歳以上を対象とした補聴器購入費助成をしている自治体は143、断トツは新潟県です。近隣では、田川市、豊前市、小竹町が、身体障害者手帳の交付を受けることのできない軽度の難聴者へ、積極的な社会参加支援と福祉の増進目的のために、補聴器購入費用の助成を実施しております。

補聴器は、高齢者が楽しく生き生きと社会参加できるための必須ツールではないでしょうか。本町におきましても、一日も早く補聴器購入助成に踏み出すべきだと思います。町長に答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 以前からこの御質問をいただいているかと思いますが、補聴器の購入助成につきましては、現行の制度化、身体障害者手帳を取得されて補聴器の助成を受けていただきたいという旨の回答をさせていただいております。これについては、まだ今のところ変更ないということでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、もう一度、ゆっくり大きな声で。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 以前から補聴器の購入助成につきましては、議員のほうから御質問をいただいておりますところでございますが、現行制度化におきましては、身体障害者手帳を取得され、補聴器の助成を受けていただきたいという旨の回答をさせていただいておりますので、こちらのほうで回答させていただきます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっとよく言っていることが理解できないんですけれど、助成制度をしないということなんですね。そうですか。しないじゃないで、するように少し検討してください。お願いします。

次に、特別障害者手当について質問いたします。

特別障害者手当制度は、福祉の向上を図ることを目的に、1986年、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて施行されました。日常的に、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されるとありますが、私を含め、ほとんどの方は知りません。要件は満たしているのに、知らないために給付を受けていないということがないように、町として周知を図るべきだと思いますが、現在どのような周知をしておられますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 現在、どのように周知しているかということでございますが……

○議長（林 英明君） ゆっくりお願いします。

○健康福祉課長（川野 寛明君） はい。支給要件の該当者がかなり限定をされておりますので、重度の障がいのある方が、障害者手帳の申請時の際に、直接、制度の御案内をしたり、町のホームページや国の厚生労働省のホームページ、それから福岡県のホームページの障がい者福祉情報などで周知を行っております。

なお、本町では、申請の窓口につきましては、こちらは健康福祉課で行っておりますが、支給決定の判定や支給事務につきましては、これは県の事務になっていることを申し添えます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） もう少し簡単に答えていただきたかったですけれど、結局はなかなか住民が知ろうとしても知る状況にないということなんですよ。

住民の方に聞きました。ほとんどの方がそういう制度を知らないということなんです。だから、住民が手軽に知ることができる方法を私は考えていただきたいと思うんです。

例えば、広報けいせんを発行しておられます。この広報けいせんに時々そういうことを大きな字で、こういうことがあるんですよと、こういう制度があるんですよということを私はしてほしいと思います。

県の仕事だから、桂川町のホームページに載せておりますと言って、自分たちはそれでいいかもしれないけれど、それが届いていないということを私は申し上げております。もう少し住民が分かりやすく知ることのできる方法を考えていただきたいと思います。

次に、社会的弱者対策について、お尋ねをしたいと思います。

地域交通会議の審議が行われていると推測いたしますが、この地域公共交通会議はどこまで進んでおりますでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 当該会議につきましては、本年度は書面会議を1回、対面での会議を1回開催しております。書面会議につきましては、地域公共交通会議の令和5年度予算に

ついて、また対面での会議では、地域公共交通計画の策定に係るアンケート調査の実施について、特にアンケート調査の設問の内容を御審議いただいたところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この地域交通会議というのは2回ほどしかまだ会議が進んでいない、ところが、現在この桂川町には高齢者がたくさんおられます。そのことを言って、どのくらい進んでいるのかなと思ったんですけど、まだまだ最初の段階だということで、どこになったらそういう結果が出るのかなというのがちょっとあれなんですけれど。

次に、免許証を返納し、車のない生活で通院や買物に支障を来し、タクシーを利用している、しかし、タクシー代の負担が重いという声をよく聞きます。本町におきましては、免許証返納者に対し、額面500円掛け22枚つづりを1冊1回限り渡す制度がありますが、これはすぐに終わってしまいます。その後、高齢者は困っているんです。高齢者は生活に支障が出ているわけなんです。

地域交通会議は、本当に、先ほどの答弁にもありましたように、まだ始まったばかりで、まだ道がはっきりと、こういうことを、いつから始まるということは全然分からないわけなんです。いつまで待てばよいのか、不安な日々の生活に多くの高齢者は苦慮しております。

本町は、福祉バス停まで行くことさえできない人への支援が不足しているように私は思えます。福祉バスさえ利用できない高齢者を支援するためには、そういう地域交通会議も大切ですけど、まずは喫緊に、早く、今現在、困って困って困っておられる方に対し、タクシー助成券制度を実施して、そしてタクシー乗車券を発行していただきたいと思います。答弁を求めます、町長。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 6月の議会でも同様の御質問をされていたかと思いますが、その際にも答弁させていただきましたが、今年度、地域公共交通会議が設置されて……

○議長（林 英明君） ゆっくりお願いします。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 地域公共交通会議が設置をされ、現在この計画策定に際して進んでおりますので、この公共交通会議の計画の状況を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 地域交通会議を注視していきたいということで、もうその時間がない、現在、困っているんですという、そのことを訴えているんです。ちょっとそのところを、問題意識がずれていると思います。悠長にしておられないんですよ。日々困っているんです。だから、この人たちを早く助けてほしいということを私は申し上げております。いつまでもそういう態度じゃなくて、もう少し弱い立場の人の身になって考えていただきたいと思います。

桂川駅前にATMの設置をしていただきたいということで質問いたします。

先日、障がいを持っておられる女性から、桂川駅前のATMがなくなって困っている、何とかしてほしい、設置してほしいと言われました。私は以前にもこの問題を取り上げましたけれど、無理だという答弁でありました。しかし、彼女の切実なる願いを私は聞き逃すわけにいかないので、改めてここで質問させていただきます。

桂川町として、仕方がないで切り捨てるのではなく、誰一人も取り残さないためにはどうすればよいかという視点に立ち、再度、この桂川駅前へのATM設置を考えていただきたいと要求します。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川駅前のATMの設置につきましては、桂川駅自由通路の工事支障物件として、当時、撤去になっております。復元に至っては、JR九州、福岡銀行と協議の結果、廃止となったものです。

なお、銀行単独のATMの運営は、コンビニエンスストアの普及とともに、手数料等の収入が激減し、公衆電話等の減少と同様、経費的な問題があったことも背景でございます。

ATM設置についての協議、福岡銀行との協議については可能ではありますが、設置に当たっては、ATM運営に係る費用、これについて町負担額が発生することが避けられません。特定の銀行のATMを町の財政より支出することについては、現状では難しいというふうに判断しております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、今、原中課長の答弁を聞いていたら、住民が疎外されていると思います。その考える中に、住民の声というのが全然反映されない。自由通路を造るために、支障があるからそれをのこした。それから、そのことに対してはJR九州と話した。そこに地元の人たちが困るという、そういうことが全然入っていません。

そして、次には、その福銀とのことですが、費用がかかるとか、単独でやるには収入がどうのこうのと、そういうことを言っておられますけど、誰のための自由通路だったんでしょうか。そういう、社会的に弱い人を排除するための自由通路だったんですか。そうじゃないでしょう。

この桂川町は、住民のための政治をしているのですか。本当に困った人が助けられないような状態では、私はいけないと思うんですよ。だから、そこを、福銀がどれだけ反対しようが、住民の立場で何とか、何か方法はないかというふうに頑張りたい、私はそういうふうに思います。そうすることが、やはりこの桂川町政を担っている、私たち議員も含めて、全職員の仕事だと思うんですよ。

ただ単に、できることをやるんだったら誰でもできます。本当に困っている人を助けていただ

きたい。救っていただきたい。障がいのある方は困っているんですよ。そのところをよく考えてください。そして、切り捨てるのではなく、包摂するという立場に立ってください。

次に、大将陣横の産廃処理施設について伺います。

施設の種類は何種類ですか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 計画届によりますと、乾溜ガス化燃焼方式焼却炉の1種類となっております。そこで、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物が処理されるものとなっております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） その各種類のそれぞれの1日当たりの専焼能力はどのようになっていますでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 資料によりますと、1日当たりですが、汚泥20t、廃油21.6t、廃プラスチック類41.8tとなっております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 環境調査が行われているということでした。私は現場を、何度か行って見ましたけれど、もう何か終わっているような感じがするんですけど、そのところが何がどういうふうに調査をされているのかが一向に分かりません。

この環境調査内容とは、どのようなことを調査されたのでしょうか、しているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 調査内容につきましては、本年2月に、冬場の大気質調査、5月に、騒音・振動、交通量調査が実施されました。また、水質・水量の調査のため、当該地にてボーリングが実施をされて、7月末に、夏季の、夏場の大気質調査及び悪臭の現地調査が実施をされております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、2月と7月が聞こえにくかったので、ゆっくりと大きな声でお願いします。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 本年2月の分ですが、冬場の大気質調査……大気質調査です。空気のほうですね。

7月末も、同じく大気質調査が実施されたと。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2月と7月、同じこと。

○保険環境課長（永松 俊英君） はい。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、企画財政課、建設課、産業振興課が、2020年、業者と話した記録が残っております。その記録の有無と、この記録のうちゅうのは、この業者が県に出した書類の中にその記録があったんですけど、その会議の記録がこの桂川町に残っているか、また、その内容はどのようなものであったか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 各課とのやり取りにつきましては、記録としては残っておりません。各課が担当します法令や規制等に関する手続や条件等の確認でありました。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 記録が残ってないということですけど、なぜ残ってないんですか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 記録が残ってないというのは、まず、窓口でのやり取り、業者さんが来られて担当者とお話をしたということになりますので、記録として残っていないということになります。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 窓口でやり取りがなされたので記録が残ってない。じゃあ、口頭だけでやったということなんですよ。

そしたら、財政企画と建設課と産業振興課がそれぞれの窓口でやり取りをなさったわけでしょう。その内容を教えてください。

○議長（林 英明君） 吉川君、誰に。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 記録が残ってないわけですよ。私たち分からないんですよ。だから、窓口で業者の方とお話をなさったわけでしょう。だから、その財政企画課と建設課と産業振興課がそれぞれに業者と話し合っていますでしょう。話し合いましたね。その内容を教えてください。分かっている範囲でいいです。

○議長（林 英明君） 分かっている範囲でということで。原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどの問合せ、内容的には都市計画法、こういったものがどの担当の窓口になるんですかという、確認といいますか、そういうものが電話等で問合せがあって、それは建設事業課ですというお答えをしています。

そういう問合せが電話等であったことを一回一回記録するというところまでは、担当職員とし

てもやっておりますので、そういった状況で担当窓口が建設事業課であると、こういった回答をした内容でございます。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 産業振興課といたしましては、業者のほうから農地に関するお問合せがございました。

計画予定地の地目は原野でありまして農用地ではないということから、農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律、この規制には該当しないということ、窓口で、口頭で回答しているという状況でございます。

以上です。

○議長（林 英明君） あとは、企画課も話があったんですかね。小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 企画財政課のほうには、その当時業務がありました、自然環境保護条例の関係でのお問合せがございました。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） それぞれの課でもって、今、小平課長がおっしゃったように、自然環境保護条例に反しないか、それから建設課長には、都市計画に違反しないかとか、それから小金丸課長は農地法に違反しないかと、それだけだったんですね。そういうことだったんですね。

○議長（林 英明君） そういうことでしょうか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。いいです。次、いいですか。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次、教育環境の整備についてお尋ねします。

以前、桂川小学校の体育館を視察した際に、空調がなかったと私は記憶しております。しかし、昨今、この異常な暑さが続く中で、児童生徒たちは勉強や運動と大変な思いをしているのではないかと思います。思いをめぐらせておりましたときに、しんぶん赤旗にさいたま市立小学校のことが載っておりました。参考になればとの思いで記事を紹介いたします。

この埼玉市立小学校、4階建て校舎の最上階教室への断熱工事に踏み切り、工法として天井と壁を断熱し、窓の内側にアルミホイルを貼った板で遮熱、換気扇を修理し、二酸化炭素を基準の1,500ppm以下を維持できる装置、デマンド換気というそうですけれど、この装置をつけたそうです。その結果、冬は暖かくなり、小型のエアコンで済み、電気代が安くなった。そして換気がよくなり、感染症の蔓延も防げるといった記事でありました。

皆さん、長い人生の、ほんの一時期である学校生活です。児童生徒たちに優しい教育環境を提供するのは、行政の責務と思います。紹介したのはあくまでも参考です。これを参考にさせていただき、体育館の空調設備の実施、していただきたいということを要求いたします。町長、答弁お

願います。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 現在のところ、各学校の体育館にまでエアコンを設置する状況にはありません。そのため、夏場の学校体育館における活動においては、各学校とも窓を開け、換気を十分に行った上で、サーキュレーターや大型扇風機を活用し、熱中症対策を行いながら、儀式や集会などの学校行事、体育科の授業を実施しております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 課長の答弁でちょっと気になることがありました。現在、空調設備をする状況にない、じゃあ、どういう状況になったら設備するんですか。今年の夏が異常に暑かったということは、もう国民全部が言っているじゃないですか、異常気象だって。どれだけ、これ、温度が上がればいいんだって言っているじゃないですか。状況にないって、どういう状況になったら設置するんですか。

それと、あと一つ言います。先日、この桂川役場の前で、中学校の生徒、1年生だったと思います。七、八人の子供たちがいました。私はそこで聞きました、「体育館、どうね」って、「おばちゃん、めっちゃ地獄よ」、めっちゃ地獄って言っているんですよ。暑いで暑いでって。もうそんなことをどこに言っていくんですか、子供たちは。地獄だって言っているんですよ。課長は行ったことがあるんですか。その状況にないということは、その体育館で体験をして、そういうことを言っているんですか。教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 学校のほうでは、毎日、活動前に熱中症対策のための指数を測定しまして、指数が基準値を超える場合には活動を中止したり、変更しております。

また、学校のほうでは、先ほど申し上げましたように、熱中症対策をしながら対応しているというところで、状況というふうに申し上げております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 熱中症対策をしていれば、空調設備をしなくてもいいという答弁なんですね。

いつでしたか、北海道のほうで子供が体育館で死んでいるじゃないですか。そういう事例を見ても、そういう状況ではないと、今までの暑さとは違うんだということを実感できるんじゃないですか。私たちも、もう暑くて暑くてたまらないというふうに大人でも思うのが、子供は体温が高いんですよ。その中で、体育館の中で運動をしなくちゃならない。

扇風機がある、大型の扇風機があるとおっしゃいました。それも子供たち、言っていました。扇風機があっても熱い風が来て何の役にも立たない、窓を開ける、それは換気はいいかもしれな

いけど、外も暑いじゃないですか。それではたまらんから空調設備をしてください、そういうふうをお願いしているんですよ。

ちょっと意識が違うと思いますよ。子供たちの立場になってみてください。みんなで行ってみてください。体育館に行って、それで同じようなことをやってみてください。そして、これで大丈夫だと思えるか、思えないと思いますよ。

私は何年前、小学校に行ったとき、「動かないけど、もう暑いね」と言って、そのときに先生に言いました、「空調設備がないんですね」って。「大丈夫です、大きな扇風機があります」、先ほど言われました、「サーキュレーターがあります」とか何とかいろんなこと言われました。だから、ああ、そうかなと思ったんですけど、こんなものかと思ったけど、この暑さは異常だから、やはり子供たちにそういう設備をちゃんとして、役場の中はクーラーが効いとるやないですか。おかしいでしょうもん。私たちのところはクーラーをつけなくても、向こうのほうにつけてやるべきやないですか。子供たちはどこに言っていけばいいんですか。ただ3年間我慢せということですか。おかしいと思います。考え直してください。

次に、給食時間の改善について申し上げます。

以前にも、このことを質問いたしました。これも、せんだって、中学1年の女生徒からの声です。彼女は言いました。「給食をおいしく、全部食べたいのに、給食時間が足りなくて、給食を作ってくださる方々に対して感謝をしているけれど、残さなくてはいけないことが心苦しい」と訴えました。

出された給食というのは、全部食べることが前提の必要カロリーではないでしょうか。給食は食育です。給食を提供する意義をいま一度よく考え、児童生徒に合わせた給食時間を確保できるように取り組むべきではないでしょうか。

子供たちの声を、耳をすまして聞いてください。そして、子供たちのために食事時間を、この食育、教育です。勉強だけができては駄目なんです。この体が大事なんです。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御指摘の給食時間についてですが、令和4年12月議会において、教育長が答弁しましたように、児童生徒に食事の喜びや楽しさを実感させるとともに、好き嫌いをしない、よくかんで食べるといった、自分で健康を管理していくことなどを身につけさせるためには、一定の時間を確保することが重要であると考えております。一方、1日の教育活動の中で給食の準備、会食、後片づけを限られた時間内に行うことができるようにすることも必要です。

これらのことを踏まえ、各学校においては、学校の種類や学校規模などの実態に応じて、適切

な時間設定を行うことができるよう、各学校のほうには伝えているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） もう何年か前に、令和4年でしたかね、何か、そのときに言ったもう生徒たちは多分卒業してるんですよ。そして、今度、小学校から中学に上がった女生徒が言ってるんですね。変わってないんですよ。

教育長がこういうことを言われたと、よくかんで、よく、その、あれすると、そういうことを何か、だから、教育長も認識しておられる。しかし、その問題を学校に、委任してるというか、放置してる。学校はやってるというふうに、ここの学校教育課は思ってると思うんですよ。でも、実際にはそうになってないんですよ。そうになってないということが問題なんですよ。なってるんですか、変わったんですか、そういうことを分かって、そういう答弁をなさっていらっしゃるんですか。

子供たちの声を聞いてください。前と、その食事時間がどういうふうになったんですか。配膳する時間とか、その片づける時間とか、大変だと思いますよ。でも、考えれば何か知恵が出るはずですよ。そういうふうにしないと、よくかんでって、よくかんでたら余計時間足りないんですよ。急いで食べないといけないんですよ。でも、教育では、やっぱり作ってくれる人に感謝をしてとか言って、感謝する時間がないんですよ、これを余らせて捨てるということは。だから、そういうことで彼女は悩んでるんですよ、この食事一つにしても。

この出された食事というのは、彼女が必要だから出されてるんですよ。その必要なカロリーを摂取できない状況にある。その状況は、彼女が意図して食べないんじゃないくて、食べたくても食べられないということを私は訴えております。大変でしょう。でも、考えてください。子供たちのために、食事をする時間、給食をする時間、楽しく、よくかんで食べられる時間を確保するように学校ともよく話して、そして前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） では、次、5番、大塚和佳君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。一般質問通告書により質問いたします。

今回は、7点の質問をしていきます。

まず、1点目は、大将陣公園横に建設計画のある産業廃棄物建設計画について、2点目は、6月議会で質問しました防災対策のその後の取組について、3点目は、民間活力を利用した取組とされる指定管理者制度の取組について、4点目に、住民票等の証明書等をコンビニでも受け取れるようになる住民票のコンビニ交付について、5点目は、桂川町誌について、6点目は、桂川駅駅舎の待合室や観光案内図の取組について、7点目は、今までの質問で分かりました約

2,000万円の経費を使って、今、運行してあります福祉バスを含め、今後の町内の交通網を考える桂川町地域公共交通会議の取組について質問していきます。

まず、1点目です。産業廃棄物建設計画について質問していきます。

この件を初めて知ったのは、1月6日の新年祝賀式の際に、町長が職員採用試験と大将陣のところで環境調査をするとの挨拶がありました。普通、今年目標の挨拶をされると思っておりましたので、この環境測定のことが大変気になっていました。なぜかという、企業が工場等を建設するのに、なぜ環境調査が要るのかということです。

そこで、今回の質問につながるのですが、6月議会で原中議員などの質問で、産業廃棄物施設を建設し、この施設で焼却するのはいろいろある、先ほど吉川議員が聞かれましたけども、そういうことがあります、医療廃棄物も含まれている。ここで処理されたものは最終処分場に行くとのことですが、その最終処分場も決まっていなかったようでした。しかし、このような産業廃棄物の施設はどこかにつくらなければならないとは思っていますが、今まで建設業者からの説明もなく、町からの詳しい説明もない状況でありますし、私も情報を幾らか聞き及ぶところもありますが、間違いかもしれませんので、その情報の確認をしながら、今後の町としての取組の質問をしていきます。

まず、計画敷地内の水路についてですが、産業廃棄物建設計画場所の水路の変更計画が業者からあったと聞いていますが、その目的は何でしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 水路の目的についての内容でございます。

今回のような産業廃棄物施設の開発を行う際に、その敷地に接道する道路幅員が9m以上必要という都市計画法施行規則があるわけですが、現在一部区間で8.5mしかない道路幅員があります。この部分について、道路脇にある町の水路に蓋をかけて道路敷地とし、開発上必要な接道幅員が9m確保できるようにする目的が1点でございます。

それと、もう一点につきましては、桂川町が所有する水路に分断された福岡金属興業所有の土地を一体的に利用するために、水路を道路側に交換して土地の有効利用幅を改善したいと、こういう2つの理由で水路の変更の相談がなされたということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、水路を変更するための手続等は、どのようになるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 水路を変更するための手続についてでございますけれども、都市計画法32条では、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある

公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。」となっております。それで、事前に開発が可能な手法を桂川町へ確認に来ているものと思われます。最終的には、都市計画法に基づく開発協議において、町の許可の下、開発事業者が、それに必要な費用をかけて手続を行うものでございますが、水路においては、事前に水利組合と協議を行い、問題がないことを確認の上、決定しているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 手続等、分かりましたけど、では、今まで質問した産業廃棄物施設の敷地を通る水路の変更を建設事業課の方が手書きで書いた図面を、吉隈3区の区長まで持っていかれたと、そして、これで区長は分からないということで、後日、建設事業課のほうから、パソコンで作ったと思われる図面を持ってこられたとのことでした。

つまり、桂川町が産業廃棄物施設を了解しているように、地元の吉隈3の方は思われたと思いますし、役場がパソコンで作った図面を吉隈3区に渡されたのは本当でしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどの、文書というか、説明、内容的には水路の変更の解説図を渡しております。これについては、事実でございます。

水路変更の図面の目的については、水路の変更図面の解説図を区長へ持って行ってあります。これについて、水路の変更を桂川町が了解したという判断はしておりません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まあ、一応、持っていかれたらそうかもしれませんがですね、水路変更の、分かっていたきたいということで、提供目的というのがあると思うんですけども、地元が思われたように、桂川町が産廃施設の建設を了解されていると思われたんですけど、そこ辺の目的なり、どういうふうに、了解されていると思ってあるので、なぜ提供されたのかなというのが、目的がちょっと分かりませんので、もう一回、いいですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 水路の変更図面の解説図の目的でございますけれども、大塚議員、先ほど申されましたように、手書きの、口頭でこういった変更をしたいという申出が当初ございました。

これを、先ほど申し上げたように、水路につきまして、こういった水利組合さんとの協議、これも含めて行っているということで、そういう手書きの内容で御説明をしたところ、ちょっと分かりづらいということがありましたので、きっちり分かる図面として、この解説図を区長様等にちょっと説明してお渡ししたということでございます。

区長様のほうにも、私、確認したところ、こういったものを福岡金属興業さんのほうが、変更

の意思を持って桂川町に相談に来ておると、それを桂川町が水路の変更図ということで、解説図として渡したものだという理解は、区長様はしておるとこの確認はしております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私の聞いたところでは、役場が持ってきたということは、私も行政職員上がりですけど、役場が了解してるんだなというふうにやっぱ取られるんですよ。それで、一応、6月議会のほうで、原中議員なりが問題提起をされて、この資料提供されたのが7月なんですよ。

やはり時系列に見たら、桂川町として了解してるのかなというふうなことですけど、これは課長が一人で持っていったとか、確認しますけど、桂川町の了解ちゅうか、全部の了解ではあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） こちらの文書につきましては、区長様のほうから分かりづらいという意見を頂いて、課の所属長である私の判断で、この解説図をお届けしております。これについて、公文書的に決裁を取って、そして町長の了解を元に発行したという、こういった書類ではございません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） これ、町長、引き戻しますが、建設事業課長が自分の独断でというか、そういうようなことでしたということでございますけども、町長の御意見があれば、お聞きしたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

ただいまの図面の関係ですけれども、私も正直知りませんでした。後でこのことを聞かされたところです。

私としましては、その時点で課長には厳しく注意をしました。こういったやり方は、本人としては全く悪気はなくて、できるだけ分かりやすく説明できるようにということでの資料の作成で、それを関係者の代表である区長さんに届けたということで、よかれと思ってやったことだろうと思いますけれども、今、議員指摘のように、そのこと自体がやっぱり誤解を生む、そういう可能性があるということについて、今後は十分気をつけるようにということで、注意をしたところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長がそう話されるかなとは思ってましたけど、私も行政職員、ここの職員の上がりですから、やはり先ほど言いましたように、6月議会で一般質問して7月頃

持っていく仕事が、課長一人の判断でしきるかなと、私だったら無理かなと思いつつ、先ほど町長から指導はしてないということでございますけども、私は、どちらかというと、あんまり信じられませんし、OBの方たちも、今、ここでケーブルテレビ見てある方がどう思われるかは、やっぱりこう、みんなの判断になりますので、次の質問行きます。

水路変更図の件は一応分かりましたので、今後、桂川町として、この水路に関してはどのようにされる予定でしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在、この正式な申請といえますか、そういったものは出ておりません。いわゆる口頭による話の状況であります。よって、現在の段階において、今後については、もし出てくればですよ、慎重に対応していくということにしかならないと思います。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 慎重ということでございますけど、やはりこう、後で質問つながるんですけど、地元なり環境の問題とか、いろいろ皆さん考えてありますので、議員のほうにも、どういうふうにするかというのが決まったら、お話しただかんと、また質問でこういうふうなやり取りを、なぜしたかとかいうことは私もしたくないし、やはりこう、お互い理解を持ちながら、していっていただければと思います。

では、次ですけど、これは確認なんですけども、この産廃施設は、桂川町の水道は使わないと聞いておりますけども、同時に、この付近には工業用水もあるということ、何か地元なり、ちょっとほかの人たちから聞いたんですけど、もし水不足とかあっても、この工業用水というのは使われないんですよ、ちょっと確認なんですけど。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 現在、桂川町では工業用水は運営しておりません。天道工業団地へ供給しているのは、上水道のみでございます。

また、上水道につきましても、現在、水道課のほうの余力はないということ、業者さんにも伝えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そしたら確認ですが、私は工業用水があると聞いたんですが、上水道と別ですよ、何かそんなとがあると聞いたんですけど、そんなとはないから心配なくて、私の心配はしなくていいということで理解いいですかね。

では、次、この質問の一番初めに、1月6日の新年祝賀式に、議員に初めてお話しされたので、この前段から、つまり建設計画の相談当初から現在まで、この産廃施設業者とどのような話し合いをされたか、時系列でちょっとお話しただければ、お願い、していただければと思うん

ですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 当初におきましては、開発の、関する窓口や条例・規制等に関する確認がございましたので、窓口なりで口頭にて対応をしておったところでございます。その後、担当課でちょっと集まりまして、情報共有や開発に必要な条例・規制等を検討し、担当部署を確認をいたしました。

令和5年に入り、環境調査を実施したい旨の相談がありましたので、調査の項目、具体的な方法等の聞き取りを行っております。その後、2月に、産業振興課に伐採及び伐採後の造林の届出書が提出され、3月に、建設事業課に町有水路等占用許可申請がございましたので、占用許可証を発行しております。直近では、8月1日に、環境調査の現地調査終了の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今後の計画等に何か話がしてあっているのであれば、その協議内容等を、今後、どうされるのかちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 今後の協議内容ですが、現在のところ、予定されているものはございません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要請はないということですが、現在まで、町として対応等、今後、どのようにしていきたいかというのは、ちょっとこう漠然の聞き方になるんですけど、もしあれば、町長でもお話しいただければと思うんですが。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 本町といたしましては、許可権限者である福岡県及び隣接地である飯塚市さん、こちらと連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 連携されるということは当然だと思いますけども、今、住民の方が一番関心があるのは施設の規模、処理に関する環境被害、近隣住民への影響などなど、私が考えている以上に不安に思っております。

そこで質問ですが、産廃建設業者が住民を対象にした住民説明会を急いで実施してもらうように働きかけをしていただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 6月の議会でもちょっとお話をさせていただきましたが、住民

説明会につきましては、事業所が責任を持って行うものというふうに認識しております。議員御指摘の御意見については、お伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、課長の話ですけど、町長が今の答えをしていただくのと課長がされるのとはちょっと違うんで、町長、もう一回、対応、お願いしたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、課長が申しましたように、本来、これは事業者と住民の皆さんとの間で説明会等が開かれるものと思っております。しかしながら、本町にとりましても非常に大きな問題でありますので、議員御指摘のように、そういった働きかけ、住民説明会の働きかけ等については、今後、考えていきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） この計画は、もう着々と進んでいると思います。相手はプロで、もう何回もこんなふうになされてますから、私たちは、やっと1月にちょっと聞いて、3月に、私、ちょっと提案というか、こんなことありますねと、6月に、正式に原中議員なり、柴田議員なり、吉川議員なりこう聞かれて、やはりこう表に出て、今、やっと桂川町内の方たちが分かったところなんですよ。

それで、聞くところによると、この施設の1.3kmぐらい、ちょっと私の聞き違いかもしれんけど、1.3km圏内の桂川町と飯塚市の行政区を、環境影響区域内自治会として、区長さんに対して個別に説明に……

○議長（林 英明君） 大塚……、ちょっと。大塚議員、今の質問、もう一回いいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） いいですか、もう。

○議長（林 英明君） 暫時休憩しましょう。次、11時10分から始めます。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） この産廃施設の計画は着々と、相手業者さんは進んでおりますし、相手はもう何回もこういうのはつくってあると思います。そして聞くところによると、この施設の1.3km圏内ぐらいと聞いていますけど、桂川町と飯塚市の行政区を環境影響区域内自治会として、区長さんに対して個別に説明に行っているというふうな情報を受けています。区長さん個人が説明を受けても、行政区として最終判断は難しいと思いますし、全体説明があれば、

自分の行政区に持ち帰っての判断がしやすいし、つまり建設許可の同意するか、同意しないかの結論が出せると思います。桂川町と飯塚市の環境影響区域内自治会は、飯塚、桂川も8区です。桂川町は、土居1区、土居2区、吉隈1区、吉隈2区、吉隈3区、瀬戸、寿命、天道。もう一度言います。土居1区、土居2区、吉隈1区、吉隈2区、吉隈3区、瀬戸、寿命、天道の8行政区です。私は土居1区に住んでいます。そしてこのような質問をしております。特にこの区域に住んである方は、知り合いの方の御意見を聞いていただきたいと思います。

また、この8行政区以外の桂川町の住民の方、飯塚等だと思えますけども、何世代にも続くかもしれない環境問題に大変関心を持ってありますので、町長は話をするということでございましたけども、行政のトップとして、早くこの住民説明会をしていただくように、その建設されているところに要望なり、お願いなりしていただきたいと思います。

次に、6月議会の原中議員の質問で、町長は福岡県の施策に協力すると回答されました。町長の発言は、福岡県が許可をすれば桂川町も許可をすると解釈できると、私の知り合い何人も言われましたので、私も町長の発言に対して意図される所はよく分かりませんでしたので、今回質問させていただきますが、福岡県の施策に協力するの発言の内容、意図するものを教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの話でいわゆる住民説明会、これを早くというのは、これはちょっとやっぱりいろいろと課題があると思います。早く開いてほしいという言い方は、何をもって早くというのかというのが一つあります。というのが、結局、説明する内容等について、私どもが把握しているわけでも何でもございませんので、その時期についてはなかなか難しい。ただ、その説明会の必要性、そういったものにに応じてきちんとした対応をしてもらうということについては、これははっきり言えると思いますので、ただ、その非常にニュアンス的に微妙なところがありますけれども、こちらからあまりこう積極的に動くのがいかなものかというところもちょっと感じるところです。ちょっと申し訳ありません、曖昧で。そういう難しい課題があるということが一つと、今御質問の福岡県の施策に協力するという、この意味合いということですが、このとき私は福岡県の産業廃棄物処理施設の設置に関わる紛争の予防及び調整に関する条例、これを挙げました。この条例の中に、第4条に、市町村の責務として市町村は紛争の予防及び調整に関して県が行う施策に協力すると明記されております。なお、その続きとして、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする規定されているところです。私が6月議会で申し述べましたのは、まずはこういう条例があるということの御紹介であります。と同時に、この条例の趣旨としては、県と市町村は紛争の予防、調整に互いに協力していこうと、

協力すべきであるという意味合い、私自身はその言葉はそのとおりに受け取っているところです。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私の質問されたとは、福岡県が許可すれば桂川町が許可するということではないというふうな理解でいいんですよね。簡単に言えばですね。桂川町、地元の方たち、独自にやはり本当に大変なことだと。去年まではこういうことなかったから、私たちも一般質問するのに情報がどんだけ来るかちうのよく分からないんで、本当に抽象的にしか質問できませんし、執行部のほうもそうかもしれません。ただ、1回で住民説明会終わるんじゃないかと、やはり半年に一回とか、こういうふうにさせていただいてやっぱり続いていかんと、最終的には区長さんなり、さっき言いましたように環境衛生区域内の自治会の方たちに印鑑を押していただかないかんちう状況が出てくると思いますので、やはりそこら辺は区長さんたちは、私は押さないと、許可できるというふうなこともできると思いますので、行政として、トップとして、そこら辺は相手方もあることですが、ぜひ住民説明会をしていただければと思います。

次、2点目行きます。防災対策についてでございます。

まず、総務課長に聞きますが、前回の6月議会で水防計画にある災害時の配備体制等についての回答を再度、お願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 6月の一般質問で、地域防災計画にある災害時の配備体制について御質問があり、「災害時の配備体制については、毎年開催しております地域防災計画を経た後、課長会で水防計画書の配付に併せて所属長に説明会を実施しております。その後、所属長から各職員へ、災害時の配備体制や役割等について周知、徹底をお願いしております。また、各課からの問合せによる協議は随時行い、配備体制の徹底に努めております」と回答いたしました。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そのことで住民の方が各課がどのような仕事をしてあるのかなということをちょっと聞かれましたし、役割分担がどのようにしてあると。やはり住民の方にも知っていただくためにも今回質問していきたいと思いますが、まず1点目が、自分の課の災害時の配備体制や役割等の内容説明、2点目に、担当課としての話合い等が出てきた内容や準備品、3点目に、全体的な協議内容についてを、全部の課に聞くのはちょっとこういういろいろ時間的なものもありますので、庁舎1階の課長さんということで、通告書に書いておりました。順番に説明をしていただきたいと思います。なお実施していないなら実施していないで結構ですけども、まず、会計管理者、住民課長、税務課長、保険環境課長、水道課長、産業振興課長、1階フロア、6人課長さんがおられますので、それぞれどのようにされたちうのを回答していただければと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいまの件については、昨日の議運の中で総務課長が一括して回答しますということで私のほうから提案をし、そして、そのことについて特に異論はありませんでしたので、そのように私どもは受け止めております。議運に出席された議員さんは、そのように理解されているものと思います。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応今、町長が言われたのは昨日聞きました。ただ私は通告書を出しておりましたので、課長がどういうふうな、会計管理者から、先ほど言いました産業振興課の分も一括して報告されるために、私は6つ挙げたんですよね。ですから、総務課長の回答を、一括でいいんですよ、ただ私はそういうふうなつもりで通告書にも書いておりましたし、私、通告書で書いていないことを質問しているつもりはありませんので、そこら辺はきっちり回答していただければと思います。

○議長（林 英明君） 今、町長が言われたように、議運で横山課長から一括で回答をさせていただきたいと申出がありました。大塚議員は全く反対はされませんでした。これは承諾された以外は考えられないと私も思いますけれどもね。いかがですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） 承諾したから総務課長が言われるのに対して私は何も言いませんけども、会計責任者から産業振興課長まで、どげなふうなことをされた内容、自分の課の災害時の配備体制は話合いでどうされたとか、そんなことを回答していただきたいとお願いをしておりますので、各課長にずっとお願いするわけじゃないんですよ。総務課長が一括してしていただくと、昨日、私そう取りましたから。

○議長（林 英明君） 総務課長、横山課長、それぞれのことを言ってください。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、全体的な御説明になります。

災害時の配備体制や役割につきましては、先ほど答弁しましたとおり、所属長から各職員へ周知徹底をお願いいたしました。その際、災害時の職員が効果的・効率的に対応するため、所属長から、全庁的な総合的な対応について説明を行った後、各課で割り当てられている事務分掌を時系列的に整理し、事務内容の説明が行われておりました。

また、本町のように職員数の限られた自治体では、協働連携の下、課の垣根を越えて担当事務以外も協力していくことが必要でございますので、所属長よりその必要性についても説明をさせていただきます。

具体的に各課の内容につきましては、水道課でございます。水道課につきましては、まず、第2配備ということになっておりますが、まず第1配備に近い段階から、浄水場や気になるところについて点検を行い、水道状況が適切に運営できるかどうか、気象状況も併せて対応していると

いうことを聞いております。

住民課にいたしましても、第3配備体制からになり、民政部援護班の所属に属しますが、各役割については、役場の相談窓口を設置し、行方不明者リストの作成、聞き取り、被災状況等も対応していく必要がある、そういうふうな協議内容が行われているようです。

保険環境課につきましても、第3配備となっておりますが、初動より被災後の支援が役目であると協議が行われております。

環境につきましても、災害廃棄物の対応等、そういうふうなものも出てきております。

保健の部門におきましても、健康福祉課と協力して、介護施設への支援等が必要ではないか、そういう協議も行われております。

出納室におきましても、基本的に総務経理班として第3配備となりますが、必要に応じて臨機応変に、人手が足りないところについては協力して対応していく必要があるのではないかと、そういう協議が行われております。

税務課におきましても、第3配備となりますが、建設部門に属しますので、必要に応じて、建設課が第1配備となっておりますので、人手が足りないときにはそういう協力を積極的にしていくのではないかと、そういう協議が行われております。

必要な物品につきましては、現段階におきましても、ペットの同行避難等でゲージ等が必要でございますので、保険環境課におかれまして、これは担当課が購入、準備をされております。

今回の協議内容を踏まえて、特段、総務課からは質問事項は受け付けてはおりません。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） これはいつ、要するに6月議会終わった後に皆さんされたという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 6月議会で議員から御質問も受けておりますが、今回、水防計画を配付する際に各課で協議をお願いしておりますので、その段階から平時において協議をさせていただいていると思っております。なかなか庁全体で研修という形は取れておりませんが、各課を通じて協力体制、そういうふうなものも少しずつ向上していったのではないかと、そういうふうには捉えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、1階のところの話されたんですけど、昨日、私、文教厚生委員会の中で施設をいっぱい持っている課のことを聞いたんですけど、課のほうでは、施設があれば避難訓練をせないかんと、ということでございますけども、失礼やけど、今のところで皆さん分か

ってあるかなと思いますので、できたら私、保育所長をしておりましたので、保育所の状況等をちょっと話していただければ、やはり役場におられる方は、避難訓練はこの頃若い人はしたことないんですよ。私が担当のときに、もう20年ぐらい前にちょっとしただけですから、やはり状況等をちょっと分かっていたきたいために、子育て支援課長はちょっと理解的に難しい、施設一緒におられんから難しいかもしれんけど、状況は聞いてあると思いますので、ちょっとそこら辺を話していただければなと思います。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 保育所の訓練の状況でございますけど、基本的に毎月、これはすみません、保育士中心でやっているんですが、毎月行っております。

内容につきましては、火災、地震、大水、台風、あと不審者、内容につきましてはそういった内容を年12回に分けて実施をしているような状況でございます。

なお、先ほどから出ています水防計画の内容、これにつきましては、計画書を回覧で回しまして、各自自分の担当を把握していただくというような形で行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要するに水防計画書、私もここ、頂いたんですけど、これを見るだけじゃなくて、やはり総務課が、私のときは一括でしたんですけど、やはり一括でして、そして問題点をみんなに振り分けて問題を吸い上げるというふうなことをしよかんと、これやっただけで理解するわけないです。私も担当だから配備計画とか、自分は何班だったとかいうのは分かります。先ほど総務課長が言われましたように、第2配備とか第3配備とか、多分、役場職員で分かるのは1割いるかなと。今この課長さんたちも、自分がどこ、第2配備か第3配備になるか多分分かっておられんと思います。分かってあるということだったら、大塚さん変なこと言うなど言っていたでもいいんですけど、私は担当のときにやっとこれが分かりました。ですから、自分の自戒を込めて言っているんですけども、やはり何回も何回も、これがあるし、何を用意せないかんち。体育館の鍵は誰が開けるとか、そういうようなことも一々決めていかんといかんですよ。ここはこの質問でちょっと終わりますけど、次にまた行きますから。

次、災害があった場合、町内にあるコンビニ等の支援協定があるかと思いますが、社会福祉協議会等々もしてあると思いますけども、そこら辺、どういうふうな協定をされているか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） コンビニ等につきましては、県協定に基づき対応するようになっております。社会福祉協議会とは、令和3年7月16日に、桂川町災害ボランティアセンター設置

及び運営に関する協定を取り交わしております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 令和3年6月議会で、私、このような同じような質問をしたときに、水防計画書に資料としてつけないと、今の担当者は分かるかもしれんけど、次の担当者がどのような企業とその支援協定をしているかというのが分からないので、何がしかついたらどうかというふうにしておりましたが、先ほど水防計画書を見ましたときにちょっと書いていないようですので、どこか別に資料として書いてあるのがあれば教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 協定書につきましては、御指摘のとおり、まだ資料としては整理ができておりません。御指摘がありましたとおり、今後、水防計画書に資料編として添付を考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も、先ほどから言うように、担当しちよって、そこまでなかったんですよ。やっぱり災害が増えてきました。それでやはり継続的ちゅうのが行政が一番必要です。特に何かあったときに、セブンイレブンなり、社会福祉協議会に頼むときに、そこら辺がなかなかとやはりすぐ対応できないという状況になりますので、ぜひ添付していただきますようお願いいたします。

それと次に、今回の6月議会の質問で、今までの取組で町民の安全安心に対応できるかと私が質問いたしましたら、町長はそのときの状況に応じて対応していくし、大規模な災害が来たら別な次元で対応するとの回答でしたが、この回答の意図する意味が分かりませんので、御説明お願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

災害の対応ということになりますと、いわゆる自助、共助、公助と言われますように、災害の程度によっても対応が変わってくるものと思われまます。現在、本町の水防会議の委員としては、国の機関、あるいは県の機関、自衛隊、警察、あるいは九州電力とかNTT、そういったいろんな機関の協力を得て構成をしているところです。御指摘の大規模な災害が来たら別な次元というのは、これまではそういった大規模という災害、幸い本町にはありませんでした。しかしながら、今後のことを考えますと、こういった関係機関の協力を頂きながら、災害の拡大防止、あるいは早期の復旧について協力を要請するということになります。そのときの状況というのは、まさにそのときの状況によって判断が変わってくるかと思われまますけれども、例えば、議員も御承知のように、テックフォースという部隊があります。これは国土交通省の緊急災害対策派遣隊というこ

とです。大規模な自然災害時に災害状況の迅速な把握、災害被害の発生及び防止、あるいは被災地の早期復旧などに取り組む部隊であります。そういった部隊への要請、そういったことも、この規模が大きくなった場合には、当然対応していく対象になってくるものとそのように判断しています。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の町長の回答では、そんなあったときに対応していくというふうなことをちょっと私聞こえたんですけど、私はずっと9年間、議員になってから言っているのは、あつてはいけなけれども、そのあつた最大限のシミュレーションをして、最大限の行政職員の力を使って、必要最低限の施設なり、いろいろあると思うんですけども、今はあつてから考えられるというふうに私取れますけども、それではちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますので、今後、桂川町、防災対策で、前回もちょっと言われましたけど、今考えてある防災対策、もう一回お話しいただければと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません、ちょっと意味が分かりませんでした。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 桂川町として今後、防災対策をどうされるかと、今大きな災害のことをちょっと言われましたけど、全体的に桂川町の災害があつたときにどう対応されるかというのを再度お聞きします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 何度も言いますように、災害といってもいろんな災害があります。その災害の状況に応じた対応、それをしっかりやっていくべきだとそのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、災害の対応をしっかりしていくというお話ですけど、その災害を台風とか地震とか、やはり目的を持ってしないと、台風のときに地震の話しても一緒ですから、やっぱり一緒に来るかもしれません。だから想定をして早め早めにしていくのが防災です。それを今町長が言われるのは、あつてから何かされるような、私の取り方が違うかもしれませんけども、先ほどより言いますが、私、防災を担当していましたので、やはり皆さんよりかは少し意識があるかなと思いますけど、9年間いろいろな質問をしてきました。ただ、役場庁舎内で避難訓練、災害を想定した図上訓練、AED、桂川町災害防災職員行動マニュアルを使った研修、これはちょっと言っただけとはいけなけれども、私は何もされていないというふうに捉えております。町長はよく言われる、桂川町内の訓練より嘉麻市や飯塚市の合同と言われますので、私は質問のときに、合同訓練はのけてくださいというふうなことを言っております。ただ、他市町

の合同訓練だけでいいんでしょうか。私は、やはり桂川町職員、本来はあったらいかんとですよ。ただ、あってはいけませんけども、災害を想定してシミュレーションはしていくと。特に飯塚市、前回聞きました大野城ですか、いろいろなところはそのシミュレーションをして、職員が検討しながら前に進んでいる状況を私お話ししましたし、総務課長からの説明をしていただきました。自助、共助、公助、それは分かります。ただ、最終的には住民の方は役場、公助のほうに来られます。ぜひ、役場職員を頼りにされておりますので、来られたときに、職員が、私担当ですけど何をしたらいいんですかというふうにならないように研修をしていただきたいし、研修が無理だったら時間外ですよ、工作中無理だったら時間外でも、手当を払ってでも、そこは払っていただいても住民の方は誰もおかしいじゃないと言われる方はないと思いますので、ぜひそういう状況が起こらないように、起こったときにはすぐ対応できるように、マニュアルはあるけど、マニュアルがあっても実際の行動が伴わんと絵に描いた餅なんですよ。ですから、もう私ずっと言っていますけど、これは失礼かもしれんけど、16年間、町長はそれなりのことはされておられないという理解があるんで何回も私ここを質問させていただいています。

では次、行きます。

次、指定管理者に関する取組です。

企画財政課長に質問いたしますが、私が調査したところによりますと、県内では指定管理者の取組を大部分の自治体が実施しておりますが、まず、指定管理者制度の意味と県内の状況を教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 指定管理者制度とは、公の施設の目的を効果的に達成するために必要があると認められる場合に、条例の定めるところにより、法人その他の団体に管理を行わせることができる制度のことをいいます。

なお、指定管理者は議会の議決を得て指定されます。

指定管理者制度のメリットといたしましては、民間事業者等のノウハウを活用することによる住民サービスの向上や、競争原理に基づく自治体の経費節減効果、逆にデメリットとしましては、自治体の施設運営意識の希薄化や経費節減の過剰な追求による住民サービスの低下、管理者交代に伴うサービスクオリティーの変容などが挙げられます。

次に、福岡県内の状況につきましては、総務省の調査によりますと、令和3年4月1日現在で、政令市を含む県内57の市町村で1,800を超える施設に当該制度が導入されております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 県内の状況をちょっと教えていただけないですか。よろしいですか。県内の状況。言われましたかね。では、実施していない市町村、桂川はしていませんけど、

あとしていない市町村をお願いしたいんですが。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 桂川町を含めて3団体です。ちょっとほかの団体は、ちょっとすみません、控えさせていただきます。

○議員（5番 大塚 和佳君） 教えられないということですか。分からないということですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 一応把握はしておりますが、他団体のことになりますので、そこについては控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かりました。調べれば分かるんですけども、要するにしていない団体が少ないというふうなことをちょっと私ここで言いたかったんですけども。

では、飯塚市と嘉麻市の主な施設を、この指定管理者している施設を教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 飯塚市さん、嘉麻市さんの両市に照会いたしましたところ、病院や体育館、プールなどのスポーツ施設、また公民館、図書館、博物館などの文教施設等について当該制度を導入されていると伺っております。

施設の数につきましては、総務省の調査に対しまして、飯塚市さんは約30、嘉麻市さんは約20の施設において当該制度を導入されている旨、御回答されているということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 指定施設は今ちょっと言われましたけど、直営と指定施設と、割合というか、そこら辺がもし分かれば教えていただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 割合につきましては、総務省の調査におきまして、算出の分母となります指定管理者制度導入対象施設の定義が定められておりませんので、両市ともに算出されておられません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そういうふうな制度算出がないということでございますので、ただ、こういうふうな制度があつて、飯塚市、嘉麻市がされているという状況を皆さん方、御理解いただければと思って質問いたしました。

では次に、ゆのうら体験の杜と桂川駅舎が指定管理者制度が導入できないかというふうなことがありましたので、ちょっと質問していきませんが、まず、ゆのうら体験の杜は、年間維持費と現

在の管理状況について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず、年間維持費についてでございますが、ゆのうら体験の杜と総合キャンプ場を一体的に管理していますので、その全体額で御回答いたします。

令和5年度の現計予算額は、905万8,000円でございます。

次に、管理状況でございますが、外部発注部分といたしまして、一般社団法人いいバイ桂川に、施設清掃や美観保持、利用者対応業務など、現場における日常管理業務を委託しております。

町の直営部分といたしましては、施設利用に関する許可業務のほか、設備の保守、修繕や消耗品の補充等の施設管理業務を行っている状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の管理状況で、いいバイ桂川のほうにお願いはされているということでございますけども、町長に質問いたしますが、この現状を見られて、ゆのうら体験の杜を指定管理者制度に置き換えるというふうなことはいかがでしょうか。ただ、相手が受ける、受けんちうのが、また、いいバイ桂川じゃなくても何かこう考えられるようなことがあれば、教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 指定管理者制度については、私もずっと以前から関心を持って臨んできたところですが、本町の場合、それに該当する施設、あるいはその事業を受けてもらえる事業者、そういったことを考慮したときになかなか難しい状況にあると判断をしていました。今後、そういう指定管理者制度を導入したほうがよいと思われる、そういう調査研究の上で考えるべきところは考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要するに、ゆのうら体験の杜は今から考えていくと。ちいうことは、次の駅舎についても、質問を通告書に上げていましたけども、そういうふうな答え方、考え方ということで理解していいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 必要があれば、そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そういう考え方だと思いますけども、今後全体として、通告書も書いていましたけど、やはり今先ほどゆのうら体験の杜と駅舎でございましたけど、全体としてそういうふうなことを見ていって、条例改正とかもいろいろありますし、飯塚、嘉麻、桂川、いろいろな地域性もあるかもしれませんが、ぜひ検討しながら、これが一番いいのは、民間活

力を入れていくと。私も行政職員上がりですけども、民間活力を入れるということになれば、やはりこう切磋琢磨していきますし、前回、文教厚生委員会の委員長の報告で、旧嘉穂町とか旧穂波町に視察に行きました。これ体育館ですけども、やはり民間活力を入れることによって施設の維持管理は飯塚市、嘉麻市がしておりますけど、施設の中の運営は指定管理者の方がされて、お客さんも多くて、やはりサービスがいいって言ったらちょっと語弊があるんですけど、やはりこういうかしら民間活力を見て皆さんいいと思って来られているんでしょうね。ですからやはり桂川町も、一つでも二つでも、まず取り組んでみるということをぜひお願いしたいと思いますので、そこら辺、町長、検討もされるかもしれんけど、一つでも二つでもちょっと前向きに、せっかく質問させていただきましたので、どこちいうことはないんですけど、来年度に向けて、もう一回確認の意味でお話しいただければと思うんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども言いましたように、私もこの指定管理者制度については、関心を持って臨んでまいりました。具体的には、やっぱりこれまでも何度か実現しないかということで話を詰めてきた経過もありますけれども、最終的にはなかなか難しい状況にあったと。どちらかといえば、先ほど言われますように、民間のノウハウを導入することができるというプラス面と、やっぱり民間である以上、そこから利潤が出てこなければ引き受けないという点があります。そういった点の整合性というものが必要になってきますので、先ほども言いますように、今後とも、また研究調査をしていきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 民間になれば利益、それはそうかもしれませんが、桂川町、施設がいっぱいありますので、失礼やけど試しとして、今現在かかっている経費プラス1割、2割、試しでもいいのか。要するに、してみらんとこれが本当にいいかどうかちいうのは分からんし、1割、2割かけて、あなたが言うけども利用者が少なかったとか、いろんなことが問題が出てくると思えますので、まず、私は試しにさせていただきたいというふうな気持ちで、今回この指定管理者制度を質問させていただきました。

次、4点目。住民票等のコンビニ交付についてでございます。

まず、コンビニ交付じゃなくて、今度、納付ですね、税金の関係ですけども、納付についてちょっと質問していきますが、各種税金のコンビニ納付の件については、私は何年も前から、飯塚市や嘉麻市がしているんで、なぜ桂川は導入しないかと、年に1回ぐらいはずっと発言してきました。が、予算の関係か、システムの関係か、コロナ交付金でされまして、今年の4月から、そういうふうなコンビニ納付ができるようになりました。それでコンビニ納付での税金の、水道料金も含めてですけども、納付状況が分かってあると思えますので、教えていただければと思いま

す。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○会計管理者（北原 義識君） コンビニ納付につきましては、私のほうから回答させていただきます。

コンビニ・スマホ収納につきましては、令和5年度より、税金4税目、使用料4使用料及び水道料金についてスタートしたところでございます。

現在の状況についてでございますが、8月末までに収納された件数において、税金の約13%、使用料については約4%、水道料金については約7%がコンビニまたはスマートフォンにより収納されております。例年、特に4月から6月にかけては、税の納付書送付もあり、出納室の窓口が混雑する傾向にありますが、実感といたしまして、今年度は比較的例年ほどの混雑はなかったように感じられました。

今後、コンビニ・スマホ収納という収納機会の拡充が、何よりも住民にとっての利便性向上につながり、ひいては収納率の向上にもつながっていくものと期待しております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 収納率が、やはり私たちも決算のときに各担当が頑張っているのは分かって、やっぱりそれを質問させていただくんですけど、やはりコンビニ納付であれば24時間コンビニ開いていますので、そのメリットがあったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○会計管理者（北原 義識君） そういうことになると考えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、推進というか、やはり私も滞納のお宅に行ったときもありますので、やはり役場が空いているとか言われるときもありましたので、今度はコンビニだったら、コンビニは空いていますからぜひ納めてくださいというようなことも言えますので、滞納の督促ちうか、お金取り担当にもよかったんじゃないかなと思っています。

次に、今度は住民票などのコンビニ交付、要するに証明書、住民の方たちの利便性を考えるために、桂川町では現在もわざわざ役場に時間を使って来るか、郵送で申請をしてもらわなければ、住民票とか課税証明とか、いろいろな証明を受けることはできません。また、すぐ書類が必要な場合もありますので、利便性を考えたら、コンビニ交付、証明書等のコンビニ交付をしてもらえないかということで、私、3年以上も前からお願いしてきました。今まで何も変更がありません。住民の方には大変、私は不便をかけていると思いますので、飯塚市と嘉麻市は既に実施していますので、その状況を教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 飯塚市のほうでは平成28年度より、嘉麻市では平成5年1月より実施されております。両市とも住民票、印鑑証明、戸籍等の証明を発行しております。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 飯塚市、嘉麻市、やはり住民の方たちはコンビニでそういう証明ができるということは本当に利便性があります。私の知った方の話では、東京から書類を取るために、家の人にわざわざ休んで役場に来ていただかないかと、そういうことがあるし、一手間、二手間、三手間、要るんですよね。これを早くしていただければ、住民の方たちは利便性が上がると思います。何年も前から私、コンビニ交付をお願いしてきましたけども、町長にお聞きしたいんですけども、また大塚が言っていると思われるかもしれませんが、コンビニ納付、税金の納付で、今会計管理者が言われましたように、皆さん方、そのメリットというか、お支払いの役場とか金融機関には持ってこなくていいというメリットを受けていただいていると思いますので、今度は住民票等のコンビニ交付を考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 確かに時代の趨勢といいますか、そういったことから考えても、当然そういった方向で進めていかなければいけないと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） いかなければいけないということは分かりますけど、これは予算とか、相手のシステムの関係でできないという理解でいいのでしょうか。いいですか、もう一回。趨勢ですから分かりますということですけども、私は来年度予算でもしていただくべきだと思いますので、いつできるかというのはいちちょっと難しいけども、今、私の理解で、質問された方に対して、町の予算がないからちょっと待っててくださいねとか、相手のシステムがうまくいかなから待ってねというふうな回答を私はせざるを得んもんですから、そこら辺はどういうことでできないと、2年後、3年後になるかもしれんけど、そこら辺の理由がもし分かれば、今せないかんちいうのは分かってあると思いますので、そこら辺も多分、せないかんちいうのは検討されていると思いますし、私も何年か前から話してしておりましたので、ぜひそこら辺、御回答いただければと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いつ実施するかという具体的な提案というのは、やっぱり予算、条例を提案する、それが大前提だと思っております。今の段階で来年度予算をどうするこうすることについては、控えたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 来年度予算ちいうのはたまたま言ったんですけど、やはりできない理由ちいうのが、私は今のところ分からないと言っておりますので、そこら辺の回答がなければもういいんですけど、堂々巡りになりますけど、私は3年ほど前からずっと言っていましたので、ぜひ、住民の方たち、やはりコンビニ納付はメリットがありますので、今度は桂川町の住民の方が町外からわざわざ桂川町に証明書を取りこなくていいような手続を早くしてください。

では、次。

○議長（林 英明君） 大塚議員、これで休憩に入ります。

暫時休憩します。再開は1時からいたします。

午前11時57分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） これより会議を開きます。

山本課長より、先ほどの大塚議員の質問の回答に訂正があるとの申出があります。許可します。  
山本課長。

○住民課長（山本 博君） 先ほどの大塚議員の住民票等のコンビニ交付についての回答の中で、令和5年と答えるところ、平成と答えておりましたので、訂正をさせていただきます。すみませんでした。

○議長（林 英明君） それでは、大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5点目になります。桂川町誌の取組について質問いたします。

今年の4月から2名の担当者が張りつけてありますけども、現在までの進捗状況について、また、編集委員の選考等があれば教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず、桂川町誌編さんに関する基本的事項について、準備検討を行う桂川町誌編さん事業準備委員会を設置いたしました。

この準備委員会において、事務局であります企画財政課町誌編さん準備係にて立案いたしました基本方針案について、検討協議を行っております。

また、スケジュールや編さん体制、企画、構成等のいわゆる編さん計画案の策定についても、今後進めてまいります。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、検討委員会ができていますということですので、その流れといいますか、随時教えていただければと思います。

また、4月から担当者が配置されておりますけども、半年間は予算がなかったですし、私が6月のときでも、2人をつけて予算がないのはどうかというふうな指摘をしてきましたけども、やっと今回の9月議会で予算を計上されました。予算の内容を教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 今回の補正予算に計上しておりますものは、普通旅費1万5,000円、消耗品費5万円、町誌編さん計画策定支援業務委託料49万5,000円、備品購入費6万9,000円でございます。

町誌編さん計画策定支援業務委託料につきましては、町誌編さん計画、具体的にはスケジュールや編さん体制、企画、仕様、構成等の策定支援や、町誌刊行に関し必要な事項、例えば著作権申請ですとか、ほかの自治体誌の実例等に基づくアドバイスや資料提供等を受けようとするものでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） その業務委託の関係でされるのは、予算的には今年度だと思いますけども、それと同時に準備委員会ということがありますので、同じ同列でされていくと思いますので、ぜひ経過なり教えていただければと思いますが、町長に質問いたしますが、今後の作成計画及び完成年度について決めてあるのがあれば教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在の段階で決定した事項はございません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 完成年度も決めていないということの理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 完成年度につきましても、まだ決定はしておりません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） また役場職員とすれば、元職員とすれば、何年までにせないかんというふうな、前が決まっとかんと、担当はどこまでいっていいかちいうのは分からんし、3年後、5年後、10年後ということもあるかもしれんけど、今聞いても検討しているということしかないと思いますけど、やはり来年、再来年、やっぱりそんなふうなことがなからんと大変なことになるんじゃないかと。私は元役場職員として、もし自分が担当になったとき、そこら辺は早く決めていただいて、ゴールを決めていただくちいうのがまず一番大事じゃないかなと思います。

あと、記事の構想というのがあれば教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

前にも申しておりましたように、現在の桂川町誌が刊行から50年以上経過しております。この間、本町にとりましては、炭鉱の閉山による人口の激減、あるいは平成の大合併など、幾つもの時代の転換期を乗り越えてきたところです。炭鉱閉山後は、企業誘致等による人口流出の抑制、あるいは企業誘致による産業構造の再生、あるいはJR篠栗線の電化や駅舎の改築、また王塚古墳の保存活用、そういった取組をしてきました。

そしてまた、それぞれの施設の建設、あるいはいろんな施設における事業の推進、そういったことを踏まえて、まちづくりに努めてきたところです。

新しい町誌につきましては、郷土の歴史や文化を記録し、改めて見直すことにより、町民の地域に対する理解と郷土愛を深め、町民の皆さんとの共有の財産として、後世に伝えられる内容にしたいと考えております。記事の構想ということですから、こういう回答になりますけれども、先ほど担当課長が申しますように、これからより具体的な基本方針等の設定、そしてまた、議員御指摘の完成の年度の設定、そういったことについても、随時決定していく必要があると、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今町長、構想的なことを話されましたけど、やはり昭和42年以降、一番大きなのはやっぱり炭鉱閉山と、あとは合併問題が大きな問題だと。私もそこら辺はずっとおりましたから。ただ、合併問題というのは、書かれるかもしれんけど、賛成、反対とかそういうところもありましたので、そこら辺も書いていただくような計画はあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件については、また、編集委員といますか、執筆者との協議ということが必要になってくると思いますけれども、私の気持ちとしては、事実をそのまま掲載できる、する、そのほうが後世のためにもよいと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私もそう思います。今合併たまたませんで、私たち、たまたま合併せなかったんでここに座っていますので、合併していたら桂川町議会がなくなっていますし、私も議員ではなかったと思いますので、やはりそういうふうなことでちゃんと書いていただく、もしするんであればですね。ただ、6月議会で話しましたが、町誌作成の理由について、町長ちょっと言われますけど、私はまだ理解していないんですよ。それで、住民のこれ作るとに要請等があったんでしょうか。もしあったなら、どげなふうな要請があったかをお話いただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 直接的な要請というものは受けた記憶はございません。ただ、直接的で

はなくても、間接的といいますか、例えば桂川町誌を見たいけどというようなときに、非常に冊数が少なく、いつでもどこでもというわけにはいかない。図書館に行けば1冊か2冊ある程度という、そういうような状況の中で、町誌がもっと身近にというようなそういう意見は何度か聞いたことがあります。しかしながら、そのこと自体が今回の提案ということではございません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、町長が言われた町誌を見たいというのは、要する昭和40年にできた、最初の町誌のことを言っていると思いますけど、私は、文教委員会のときに課長に、今の分をデータベースにしてくださいと。そしてデータで起こして、タイトルというか、目次がありますから、目次を飛ばさずに行くと、そのようなことをしてくださいということではなかったので、それはそれとしてそれでいいんですけども、今、新しいのを作られようとするのと今町長の回答はちょっと違うような気がするんですけど、それはもういいんですけど、最終的に私の気持ちとすれば、職員は2人されてあるやないですか。私は、役場職員が今現在、いろいろな関係で休んであるというふう聞いています。それで、その2人を今、準備委員会とか、その委託契約をされているとか、要するにそこまでその人たちがいなければいけないという理由が私は分からんとですよね。それでその方たちを今休んであるところにちょっと振り分けるとか、そうしないと住民サービスの低下につながっていると思うんですよ。6月に言いましたけど。ぜひそこら辺を考えながらしていただかんと、また休みが増えていくんじゃないかな。要するに、昔私がおったときと今、情報量とか全然違いますので、ぜひそこら辺は考えて、役場職員の健康状態、2人が町誌の仕事をどうされているか私は知りませんが、その仕事プラスアルファじゃないけど、やっぱりほかのところも目を配っていただいて、休んであるところはぜひ検討していただければと思います。

次、6点目、駅舎等についてです。

まず1点目に、JR九州への待合室の要望で、3月議会の町政報告の町長の報告の中で、JR社内規定の施設幅が足りないとのことでしたが、JR社内規定の施設幅というのはどのくらいなんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） JRの社内規定の待合室の施設幅ということでございますけれども、具体的に社内規定で施設幅が幾らまでという規定をしたものはございません。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私これ、町長の町政報告というか、あのとき書いてあったので多分分かるだろうと思ってしたんですけど、ということは、分からないで、JRの言われるとおりに何も言わなくて、それでいいんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 具体的に申し上げますと、現在の桂川駅のホーム幅、これが4.8mございます。それでJRのこういった待合室、またホームの通路を確保する必要とされる社内の規定の幅が、待合室をホームの真ん中に置いたとすると、その両側に1.5mずつは通路幅を確保しないと車椅子等の安全が図れないという判断がございます。それから考えますと、待合室等に許された幅というのが1.8mしかないという状況でございます。こういった1.8mの中に車椅子の方も利用できる、こういう移動円滑化ガイドラインを十分に確保できる幅が非常に難しいと。ちなみに以前、待合室あった幅については2.3mございました。なので現状、両側が1.25mぐらいの隙間しかなかったということで、現在、桂川駅につきましてはバリアフリー駅ということで、車椅子も利用される方も安心して使える施設幅というものが確保されない施設幅の状況が継続せざるを得ない状況がありましたので、以前あった待合室についてはちょっと外されたという状況でございます。なのでこういった状況を踏まえて、JRとしてはバリアフリーに対応した、こういった待合室を設置するのが非常に困難という回答でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 昔あった施設というのが、座って結構幅がありましたよね。あれを短くして、2.8mですか、その幅に収まればいいんですよね。逆から言うたらそうでしょう。それだったら、やっぱり検討して、真っすぐ置かなくて斜めに置いて通路をすとか、やっぱり検討するのがあるんじゃないかなと思います。それがいいかどうかは分かりませんが、やはり利用者のことを考えたら、JRがそう言ったなら、何かこう対案を考えてされてもいいんじゃないかなと。今現在、大雨が降っても雪が降っても、どこも、逃げると言ったら失礼ですけど、雨宿りをするところがないんですよ。それで、書いていますけど、社内規定の例外とかいうのは認めないということの理解でいいんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 以前のバリアフリー化の前の桂川駅のように、バリアフリー駅でない駅については、こういった車椅子の対応になっていない待合室もあったというふうに思います。なので、ちょっとそういうバリアフリー対応になっていない特例が、バリアフリー駅であるかどうかというのは、全国的に調べてみないと分からないかなというふうに思いますので、その情報についてはお答えできない状況です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 前のところはバリアフリーちいうか、ちょっとこう幅があって車椅子が動けたかどうかはちょっと分からんとですけども、やはり何がしか利用者の方たちに対して便宜を図るじゃないけど、ぜひそこら辺はしていただいておりますけども、あと一つ、天道駅

は、もう分かってあると思うけど、天道駅にもバリアフリーじゃないかもしれんけど、ちょっとした待合、休憩所みたいなところがあるんですけど、それは御存じだと思うんですけど、それに対して例外としてつくってあるちう理解でいいんですかね。ちょっと今、いよいよ意味が分かれるかどうか分らんけど、天道駅にあるのは御存じですよ。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 天道駅については、桂川駅みたいに飯塚方面と博多方面という、両側に線路が設置したような2面のホームではなかったと思うんですけども、なのでどちらかに寄せて、手前のほうをちょっと幅広く取るということが可能であったのかなと思うんですけども、天道駅についてはそういった待合室があるということは私も情報でお聞きしました。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここでいろいろ言っても、最終的にはJRが了解をしていただかないかと思しますので、今後の取組について、町長、どう考えてあるかちょっとお話しいただければと思うんですが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今後の取組ということでございますけれども、待合室につきましては、安全管理を含めて、JRが設置後も管理していくというところで、現状はJRのこういった方針を踏まえて対応していくしかないというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今1.5mずつで、こう何mかあるやないですか。それで、ちょっとこういろいろなことを考えてしようという意識はもうないということの理解なんでしょうか。町長、それでいいんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 前回だったかと思えますけれども、そういう待合室の設置について、さらにJRに対して要望していくのかという御質問を受けたような気がします。そのときの回答として、私としましては、現在の状況の中では、あえてJRにそれを求めていくつもりはないというふうにお答えをしておりました。現在も同じ考え方であります。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） その答えだろうと思うけど、今幅のことでちょっと話したやないですか。ですから、椅子をどうのこうのという失礼ですけど、やっぱりバリアフリー仕様でどうかならないかという検討をぜひしていただきたいなど。もう駄目なら駄目でしょうがないっちゃしょうがないんですけど、やはり今幅のことを言われたので、向きとか、何かこう考えられんかなという気がします。

それと次、駅舎等の観光案内図のこれもずっと聞いていますけども、今回予算の計上がありませんでした。私、今回予算計上があるかなと思いましたが、現状とか、今回予算組んでおられませんよね。予算を組んでおられないなら、どういう、何で組まれんやっただかなとかを含めて、現状をお知らせいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、桂川駅周辺のサイン計画につきましては、桂川駅周辺をはじめ、桂川町全体を視野にこの設置の検討を進めておるところでございます。分かりやすいサイン看板の設置について、引き続き検討を行っている状況でございますけれども、ちょっと現在に至っては予算の計上までには至っていない状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3月議会でしょうか。私、これ早くしてくださいということで、町長の回答では、来年の3月までには駅の観光案内図等をぜひしたいという回答だったと思いますが、どういうふうな取組をされるか、もう来年の3月までしないという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、議員申されたような回答を行っております。それで、そういった計画に間に合うようにちょっと取組を進めておるところでございます。現在そういった状況につきましては、いろんなアンケート調査を取ったり、こういった道に迷われた方がどういったところで迷うのか、また、どのような看板をつければ桂川町に観光される方に喜ばれるのかと、こういったものを情報を集約してそれが生かせるサイン計画の表示を今固めていっている最中でございますので、そういった状況で取組を進めております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今さら観光案内図とか、私が聞くことがおかしいと思われませんか。駅ができてもう2年以上たつんですよ。改札できて、王塚君どっち行こうかち、ちょっと簡単にはありますけど、前も言いましたけど、やっぱり王塚の文様とかいっぱいされて、こっちから行くと、されると思っていたんですけど、今はまだ来年の3月までは計画で。ということは、再来年、予算組んでどうのこうのち、何かどンドン遅れていって行くような気がします。10月の14、15、王塚の一般公開されるというふうな、昨日課長から報告を受けましたけど、ホームページとか上げてあるというふうなことを聞いていますけども、王塚古墳に来られた方が今現在、間違わなくてすぐ行けるかということ私を問題提起をして、次の質問に行きます。

次、7点目です。桂川町地域公共交通会議についてです。

まず、桂川町地域公共交通会議でアンケートを取られて、先ほど吉川議員も質問されましたけ

ども、もう一度、現在までの状況、アンケートを取られてどういうふうな状況かを再度ちょっと簡単にお話しただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 会議の開催状況については、先ほど吉川議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

アンケート調査につきましては、町内在住の18歳以上の方から、無作為抽出による2,500人の方々を対象に実施いたしました。このうち900通を超える御回答を頂いており、回収率は約37%という状況でございます。

また別途、高校生アンケート調査を実施しておりまして、近隣の公立高校4校の1年生を対象にしたものでございます。

現在、頂きました御回答の集計作業を行っているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） アンケートと集計ということで、意見を書くところがあったようでございますので、どういうふうな意見があったかというのは、次回、私が聞くかどうかは分かりませんが、いつかの時点でお話しただければと思いますが、今後の予定について、町長、どうされる予定かなというのが皆さん一番関心があるんじゃないかなと思っていますので、町長、御回答いただければありがたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この地域公共交通について、この会議を開いて委員の信任を頂いて今検討していただいているところですから、その回答といたしますか、結果を見たいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 確認いたしますが、この回答、6月に聞いたときにもありましたけど、3月でこの結果を出されるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 計画の策定については、年度内を目指して作業を進めておるところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 年度内ということは、予算関係であったらちょっと来年度は無理かなとは思いますが、私の考えをちょっとここで述べさせていただきますけども、現在、約2,000万円の経費を使って福祉バスを運行されていますが、私は、その福祉バスを廃止して、自宅の玄関から玄関まで予約できる予約タクシー、たまに国道を通ったときに予約タクシーとかが動いているのを見るんですけども、これをデマンドバスというんですけど、このデマンドバス

が免許返納や高齢者、私たちももうすぐ高齢者になりますし、身体障がい者に自分もすぐになるかもしれませんが、障がい者の方たちが利用しやすい、乗りやすい交通機関をつくっていただきたいと思います。

飯塚市、嘉麻市の現状を見たとき、町内を移動するのに1回、例をいえば内山田から土居、トライアルありますよね。ですから来られるときに、飯塚、嘉麻市の状況を見たら、片道300円で来れるんですよ。そしてまた300円、帰るときですよ。それで自分の予約すれば時間的に来られますので、今は福祉バス、ぐるっと回って元に戻って帰るといって、大変時間のロスであるし、吉川議員も言われましたけど、そのバス停まで行かれないという状況もありますし、やっぱりいろいろそれなりの問題が皆さんお持ちですので、今、飯塚、嘉麻、片道300円、1日1回1往復しても600円ですよ。そういうふうな制度をぜひ今回されるのであれば、来年度以降、そこら辺も含めたところでぜひ検討ちょうか、つくっていただきたいし、私は福祉バスじゃなくて、まずそこが一番かなと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） 次、4番、杉村明彦君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い、一般質問を行います。

まず、汚水処理事業について。今回、汚水処理行政についてお聞きします。

汚水処理事業は、生活排水等を浄化することにより、河川等の公共用水域の水質改善を目的に、人口減少や財政状況等、社会状況に対応していくため、整備促進を図ることが求められております。桂川町の汚水処理の現状はどのようになっておりますか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 本町には公共下水道、こちらのほうは敷設されておられません。

汚水処理に関しましては、くみ取り、合併浄化槽等にて実施をしております。

水洗化の普及率になりますが、直近では令和3年度の数値となりますが、46.78%となっております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 飯塚市でくみ取便槽や単独処理浄化槽から合併浄化槽に転換する場合には何か補助金が上乗せされるそうですが、桂川町ではそういうことはやっているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 現在、本町におきましては、敷設替えのときの補助という上乗せの部分については実施をしております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（４番 杉村 明彦君） 普及率が５０％以下ということは、半分の世帯が生活雑排水をそのまま河川に流しているということになります。遠賀川上流域の自治体としては、もっと合併処理浄化槽を推進するべきではないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、議員御指摘のとおり、本町の状況としましては、いわゆる新築される場合は、ほぼ１００％合併浄化槽の設置がなされておりますが、それ以前に建てられた家屋については、なかなか進んでいない状況です。御指摘のように、４６．７８％というのは、この水域においても、あるいは県内から状況を見ても決して高いほうではございません。むしろ低い状況にあります。今後、環境保全も含めて、さらにこの合併浄化槽の推進を進めていく。そのためには、町独自の新たな財政支援、そういったことについても考えていく必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（４番 杉村 明彦君） ありがとうございます。推進する方法として、やっぱり補助金を出すのが一番と思いますが、産振課で行われている事業の住宅改修事業補助金ですかね、あれと合併浄化槽の補助金は併用はできないのでしょうか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 産業振興課の住宅改修補助金要項、こちらで第２条になるんですが、合併処理浄化槽の改修、設置に関するものにつきましては、この産振課の補助事業の項目の対象外となっております。合併浄化槽の設置に関する改修には利用できないと今、解釈をしているところでございますが、リビングの改修とか段差の解消、そちらの工事には利用できるものと考えておりますので、そちらのほうで御活用いただければというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（４番 杉村 明彦君） 水の汚れの最大の原因は、台所、洗濯、お風呂、洗面所から出る生活雑排水でございます。ということは、このくみ取便槽、またトイレのみ処理される単独処理浄化槽、これを転換していくことが重要になるかと思っております。推進をよろしく願いいたします。

嘉飯地区や直鞍地区の普及率は、福岡県全体の平均としても低い状況でございます。遠賀川の河川水域の水質を向上させるためには、下水道や浄化槽等の汚水処理の普及は必要不可欠でございます。遠賀川流域自治体が連携して、合併浄化槽等の普及促進に力を入れるべきだと考えております。

また、一般的な浄化槽の本体は非常に丈夫なFRP、強化プラスチック等が多いのですが、その耐用年数は一般に約３０年以上とされております。浄化槽が普及し始めて、既に約５０年以上

が経過しているものも多く存在すると思われま。設置状況にもよりますが、ひび割れや破損など漏水のおそれもあり、浄化槽が十分に機能しなくなり、悪臭や水質悪化を起しかねないと考えております。正常な機能を維持し、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、老朽化した浄化槽などの更新や修繕に対しての補助金制度の創設を要望したいと思っておりますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願いたします。

次に移ります。

空き家対策について。

桂川町内では、所有者はいるのに、よそ、つまり町外に住んでおり、全く管理ができていない空き家や、所有者さえ分からない空き家があります。長年放置され、荒れ果てて隣近所からの苦情があった場合、どのような対応をしているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家の苦情に対しての御質問でございます。

現在においては、こういった空き家等の苦情に対しまして、固定資産情報等で所有者及び管理者を確認し、文書通知や電話連絡等で問合せを行い、隣接にお住まいの方に迷惑をかけないように指導等を行っております。しかしながら、中には遠方にお住まいで高齢者のみの世帯や、様々な理由で対応がなかなかできないという回答をされる場合もございます。そういったちょっと難しい問題もあるんですけれども、できるだけ対応するように指導しております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 私も何回かそういう相談を受けて、係長に所有者へ連絡を取っていただいて、対応をお願いしたことがあります。しかし、強制力も何もないためになかなか状況が改善せず、もうずっと近所の方は困っておられました。空き家条例等をつくって、適切な管理をしなければそろそろいけないのではないのでしょうか。近隣の飯塚市や嘉麻市は、既に条例が制定されています。そこで飯塚市を例にですが、その条文の目的に、空き家等の適切な管理について、所有者等及び市の責務を定めるとともに空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とするとあります。桂川町の良好な住環境のために、空き家対策条例をつくってはいかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家対策につきましては、議員の御指摘のとおり、この特別措置法により、市町村には特定空家の認定や、特定空家に立入りする調査並びに指導、勧告、命令する権限等が付与されております。

現状の報告でございますけれども、今年度、空き家実態調査を行っておりまして、特定空家等、

空き家の老朽化の程度を1件ずつ確認しておるところでございます。空き家の適正な管理や指導ができるように、こういった手続を一つ一つ進めていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今後の検討を祈ります。

これで一般質問を終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（林 英明君） 本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時38分散会

---